

Development of research and analysis methods for planning color restriction standards of streetscapes

近藤, 桂司
九州大学大学院芸術工学研究府 デザインストラテジー専攻博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/20305>

出版情報 : 九州大学, 2011, 博士 (芸術工学) , 課程博士
バージョン :
権利関係 :

第3章

景観地区の色彩規制基準の実態調査と分析

第3章：景観地区の色彩規制基準の実態調査と分析

3.1 本章の目的

本章では、全国の景観地区において、景観形成基準としての色彩規制基準がどのように定められ、また色彩の使用がどのように制限されているかを比較検討することによって、現行の景観形成基準の類似性を明らかにすることを目的とする。

全国で393の地方公共団体が景観行政団体として位置づけられ、そのうち172の団体が景観計画を策定している。また、特に積極的に景観形成を図る地区として25の地区が景観地区に定められており、その数は増加し続けている（注1）。景観地区では「良好な景観」を形成すべく、都市計画によって建築物等の形態意匠を制限している。本研究が対象とする建築物の色彩も、すべての景観地区の景観形成基準に含まれており、色彩が景観形成の重要な要因の一つであることが表れている。

景観法は、「良好な景観」を定義（注2）した基本理念の中で、「それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成（注3）」を図ることを求めている。すなわち、それぞれの地域が主体となって、全国一律ではない地域独自の計画を策定し、地域の自然や風土、歴史、文化などを反映した景観を形成することが求められている。

ところが、地域固有の特性が何であることを明示し、個人の感性に依存するとされてきた「美」を客観的に定義することは容易ではない。しかし、景観地区における色彩規制が財産権の制限を含む以上、景観行政団体はその景観形成基準が公共の福祉に資することを市民に納得させるだけの根拠を示す必要がある。そのため、色彩の基準をマンセル値を示すことでその客観性を担保する自治体が増加している。

景観形成基準を数値化することによって、景観が単調になる危険性、あるいは全国画一的な景観形成を招く危険性があることも否定できない。先行する景観行政団体が設定した数値化された基準が、「良好な景観」を形成する客観的指標のデファクト・スタンダードとなる可能性が払拭

できない。そこで、景観地区の色彩規制基準を比較することで、現行の基準の類似性を明らかにする。

3.2 研究の方法

全国の 25 の景観地区の景観形成基準、景観形成ガイドラインなどを収集し、その中から色彩に関する規制基準を抽出した。ほとんどの景観行政団体では Web 上で資料を公開していたが、若干の地区では詳細は未公開であったため、当該団体の担当者から直接情報提供を受けた。

抽出した色彩基準を比較検討するために、豊野翔ら [3-1] が指摘していた基準の表現を統一を行い、その後マンセル表色系を用いている基準の比較分析を行った。

3.3 規制基準の整理

3.3.1 景観地区の細分化と統合

本研究で対象とした景観地区は次の 25 地区である。

北海道倶知安町：ヒラフ高原景観地区
岩手県平泉町：平泉町景観地区
東京都江戸川区：一之江境川親水公園沿線景観地区
神奈川県藤沢市：江の島地区
神奈川県藤沢市：湘南 C-X 地区
神奈川県鎌倉市：鎌倉景観地区
神奈川県鎌倉市：北鎌倉景観地区
静岡県沼津市：沼津市アーケード街
静岡県熱海市：熱海市東海岸町景観地区
岐阜県各務原市：グリーンランド柄山景観地区
岐阜県各務原市：テクノプラザ地区
京都府京都市：山ろく型美観地区
京都府京都市：山並み背景型美観地区
京都府京都市：岸辺型美観地区
京都府京都市：旧市街地型美観地区

京都府京都市：歴史遺産型美観地区
京都府京都市：沿道型美観地区
京都府京都市：市街地型美観形成地区
京都府京都市：沿道型美観形成地区
和歌山県高野町：高野山景観地区
岡山県倉敷市：倉敷市美観地区
島根県松江市：塩見縄手地区
広島県尾道市：尾道市景観地区
大分県大分市：大分城址公園周辺地区
沖縄県石垣市：観音堂地区

景観地区によっては、さらに小さな地区に細分化し、それぞれに異なった色彩規制基準を設けている場合がある一方で、細分化されていても基準が同一の場合もある。たとえば鎌倉景観地区は、さらに7つの地区に細分化されているが、色彩に限定して基準を分類すると2つの種類に集約できる。(注4)。

また、一つの景観行政団体が複数の景観地区を策定していても、色彩の項目のみを見ると基準が同一である場合がある。たとえば京都市は8つの地区を景観地区(注5)として策定しているが、色彩規制基準はいずれも同じである。

これらの観点から25の景観地区を細分・統合すると、表3-1のように22地区に整理できる。なお、湘南C-X地区の他のゾーン(注6)は、規制対象となる外壁を階によって分けて規制しており、他の景観地区とは規制方法が大きく異なり比較ができないため、分析対象から除外した。

3.3.2 色彩規制対象の整理

各基準の色彩規制の対象の表現には、「屋根」「外壁」「外観」の3種類が使用されていた。また、対象を示していない基準もあった(注7)。「外観」を規制対象としている基準では、「外観」には「屋根」と「外壁」を含む旨の説明が付してあるため、「外観」の色彩を規制している場合は、「屋根」と「外壁」の両方に同一の色彩規制基準を設けているとみなした。

表 3-1 景観地区の色彩規制基準の内容一覧

景観地区名称	自治体名	規制対象	規制方法	色相表現	禁止色・許可色の指定
ヒラフ高原景観地区	北海道倶知安町	屋根、外壁	マンセル	数値	許可色を指定
平泉町景観地区(歴史景観地区)	岩手県平泉町	屋根、外壁	マンセル	数値	許可色を指定
平泉町景観地区(一般景観地区)	岩手県平泉町	屋根、外壁	マンセル	系	許可色を指定
一之江境川親水公園沿線景観地区	東京都江戸川区	外観	マンセル	系	禁止色を指定
江の島地区(全地区)	神奈川県藤沢市	屋根、外壁	マンセル	系	許可色、禁止色を指定
湘南 C-X 地区(広域連携機能ゾーン)	神奈川県藤沢市	外壁	マンセル	系	許可色、禁止色を指定
湘南 C-X 地区(産業関連機能ゾーン)	神奈川県藤沢市	外壁	マンセル	系	許可色、禁止色を指定
湘南 C-X 地区(代替地)	神奈川県藤沢市	屋根、外壁	マンセル	系	許可色、禁止色を指定
鎌倉景観地区(若宮大路景観地区)	神奈川県鎌倉市	屋根、外壁	マンセル	数値	許可色を指定
鎌倉景観地区(その他・北鎌倉景観地区)	神奈川県鎌倉市	屋根、外壁	マンセル	数値	許可色を指定
熱海市東海岸町景観地区(A, B, D ゾーン)	静岡県熱海市	外壁	マンセル	数値	許可色を指定
熱海市東海岸町景観地区(C ゾーン)	静岡県熱海市	外壁	マンセル	数値	許可色を指定
沼津アーケード街地区	静岡県沼津市	明示せず	裁量	—	「景観を害さない色」を許可
テクノプラザ景観地区	岐阜県各務原市	屋根、外壁	マンセル	数値	許可色を指定
グリーンランド柄山景観地区	岐阜県各務原市	外観	マンセル	数値	禁止色を指定
京都市(全地区)	京都府京都市	屋根、外壁	マンセル*	数値	禁止色を指定
高野山景観地区	和歌山県高野町	屋根、外壁	色名	—	許可色を指定
倉敷市美観地区	岡山県倉敷市	明示せず	裁量	—	「調和する色」を許可
塩見縄手地区	島根県松江市	屋根、外壁	裁量	—	「調和する色」を許可
尾道市景観地区(全地区)	広島県尾道市	屋根、外壁	裁量	—	「低彩度色」を許可
大分城址公園周辺地区	大分県大分市	外観	マンセル	数値	禁止色を指定
観音堂地区	沖縄県石垣市	屋根、外壁	色名	—	許可色を指定

* 屋根色は色名による規制

3.3.3 色彩規制方法の分類

色彩を規制する方法は3つに大別できる。

一つ目は、慣用色名で基準を表現する方法である。「燻銀」「濃灰」などの表現がこれに該当し、「使用を許可する色彩（許可色）」の例として提示している（注8）。

二つ目はマンセル表色系のマンセル値を用いる方法である。慣用色名を用いる方法に比べると、理解には専門的な知識を要するが、数値で示すことができるため曖昧さがなく、この方法を採用する景観行政団体が増加している。この方法を用いた基準には、許可色を示す基準と禁止色（使用を禁止する色彩）を示す規準の2種類が存在する。基準によっては許可色と禁止色の両方を設定してるものもある。また、許可色の一部を「推奨色」として扱っているもの存在する。本研究では、禁止されていない色彩は許可されている色彩（許可色）であるとみなし、比較検討した。

三つ目は、具体的な色彩を示さず、「美を害さない」「景観に調和のとれた」という表現をとるものである。建築物等の建設や色彩の変更には

事前の認定申請が義務づけられており、建設や変更の可否は景観審議会等の裁量に委ねることになる。

3.3.4 許可する色相の表現の統一

マンセル表色系を用いた基準には、色相の表現方法に2つの種類がある。一つは「Y系」「YR系」のように色相記号に「系」をつけて表現する方法である。基準はマンセル値の色相記号に「Y」がつく色彩、あるいは「YR」がつく色彩全てを指すことを意味している。これと同様の意味で「5Y」「5YR」を使った基準も存在する。この記号は本来はYやYRの中心色相を表すものであるが、基準では「系」と同じ意味で用いられている。

もう一つは、許可する色相の領域を示す方法である。たとえば「0YR～5Y」のように0から10までの数字を用いて表現され、「系」よりも細かな基準設定が可能である（注9）。

本研究では次の2段階で表現の統一を行い、許可している色相を比較できるようにした。

まず、基準における「YR系」および「5YR」という表現を「許可する領域」で表した。この場合、両方とも「0YR～10YR」となる。「YR系」や「5YR」で表現された基準の場合、許可色相の領域の最小単位は0～10であり、中心色相は5YRなどになる（図3-1）。一方、もともと「0YR～5Y」のように領域で許可する色相を表している基準では、領域の最小単位は0～5あるいは5～10であり、前者の半分の色相幅

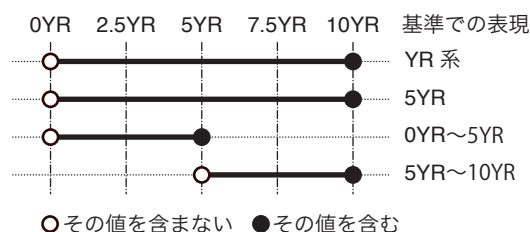


図 3-1 基準が示す色相領域の例

表 3-2：基準表現から統一表現のへの変換例

基準の表現	→	本研究での統一表現
0YR～5Y を許可	→	2.5YR, 7.5YR, 2.5Y を許可
YR 系を許可	→	2.5YR, 7.5YR を許可
5YR, 5Y を許可	→	2.5YR, 7.5YR, 2.5Y, 7.5Y を許可

となっている。これらの中心色相は 2.5YR や 7.5YR などになる。

そこで、各基準が次に 2.5 および 7.5 の番号の色相の使用を認めているか否かに着目して、許可色が何であることを表現することとした。表現の変換例を表 3-2 に示す。

3.4 考察

3.4.1 規制方法の傾向

景観地区の色彩規制基準では、外壁と屋根の二つの建物のエレメントの色彩を、高彩度色を排除する目的でマンセル表色系を用いて数値で制限する傾向が強い。マンセル表色系による規制をしている基準は 16 地区で、全体の 73% に及ぶ。数値で基準を示すことにより、適否の判断の曖昧さを排除し、公平性を高める狙いがあると考えられる。

色名による規制を行っている地区は 2 地区である。石垣市の観音堂地区では、許可される外壁色は「アイボリー」のみ、また屋根は「沖縄県産赤瓦」のみとしており、実際には選択の余地がなく、曖昧さもない。色名による規制を行っているもう一つの地区は、高野山景観地区である。伝統的な材料を使うことを基本としながらも、色の似ている他の建材の使用を認めており、曖昧な基準となっている。

裁量によって適否が判断される地区は 4 地区で、全体の 16% である。そのうち沼津市アーケード街と倉敷市美観地区の 2 地区の基準は、景観法の全面施行以前に策定されたものであり、既存の規制手法を踏襲したものである。塩見縄手地区では、望ましい色彩を色名を用いて表現しつつも、「見る角度、光のあたり方などによって、認識の度合いが人それぞれ異なるため、それを限定的に定めることは困難である（注 10）」

として、数値による規制が必ずしも万能ではないことを指摘し、裁量の余地を残している。また、尾道市景観地区では、別途「景観形成の手引」を作成し、その中でマンセル表色系を用いた詳細なガイドラインを示し、裁量の判断基準を明らかにしている。マンセル値による客観的な基準を示しつつも、裁量の余地を残した措置と考えられる。

3.4.2 マンセル表色系による規制

3.4.2.1 色相・明度別の彩度上限値

マンセル表色系を用いた色彩規制基準では、許可する明度と彩度の範囲を色相毎に定めている。彩度については、例外なく上限のみを定めており、下限を定めた基準はない。すなわち、どの程度まで鮮やかな色彩を許可するかに、各景観行政団体が認める地域の色彩の特性が表れているといえる。そこで、この許可されている彩度の上限値（以下「彩度上限値」という）が色相・明度別に見るとどのような傾向があるかを明らかにするために、その分布と平均、および標準偏差を図 3-2 および図 3-3 に示した。

図 3-2 は外壁色についての彩度上限値の規制状況を、図 3-3 は屋根色の規制状況を示している。それぞれの図で「色相・明度別の彩度上限値の分布と平均」のグラフの各色相の 9 本の水平の線分は、それぞれの明度における彩度上限値の分布を示している。一番上の線分が明度 1、一番下の線分が明度 9 である。それぞれの線分の左端は全国で最も低い彩度上限値、右端は最も高い彩度上限値を示している。また、垂直の赤い線分は各色相における彩度上限値の平均を示しており、色相別の彩度上限値の規制傾向が表れている。太い折れ線は、各色相における明度別の彩度上限値の平均を表している。

なお、Nは無彩色であり、彩度は0である。このグラフのNの部分では、それぞれの明度の色を許可する場合を「1」、許可しない場合を「0」として表現している。

3.4.2.2 マンセル表色系による外壁色規制

図 3-2 をみると、2.5GY から 7.5RP までの色相では、当該色相内の平均値、明度毎の平均値と標準偏差のいずれものグラフ形状も酷似していることがわかる（注 11）。すなわち、どの地区においても、これらの色相の使用を一切認めない、または認めても低彩度色のみという基準の傾向が見て取れる。なお、この色相領域で彩度 4 までを許可している地区はヒラフ高原景観地区のみである。

2.5R から 7.5Y までの色相では、各色相内の平均値が高く、どの地区においても彩度の高い色彩の使用を認めているといえる。特に 2.5YR から 2.5Y までの色相の許可彩度が高い。これらの色相では明度 7 における許可彩度が最も高いと同時に、標準偏差は他の明度よりも低い値になっている。すなわち、全国の地区でこれらの色相では高い彩度の色彩を許可する傾向が強いことを示している。

2.5R と 7.5R は平均値は低いが標準偏差が大きい。多くの地区では低彩度色を許可しているが、少数の地区では中高彩度色の使用を認めていることが表れている。比較的高い彩度を認めている地区は、ヒラフ高原景観地区の彩度 8、一之江境川親水公園沿線景観地区および京都市（全地区）の彩度 6 である。

平泉町景観地区の全て、一之江境川親水公園沿線景観地区、江の島地区（全地区）、鎌倉景観地区の全て、京都市（全地区）、大分城址公園周辺地区（全地区）は、歴史的環境の保全が景観形成の目的の一つになっている地区（以下「歴史的環境保全地区」という）である。これらの地区のみの彩度上限値の標準偏差は、R や YR 色相の一部の明度を除いて全ての地区の標準偏差よりも小さい値であり（図 3-2 の標準偏差の赤い折れ線のグラフ）、歴史的環境保全地区の基準の類似性が高いことを示している。

以上のように、全体の傾向として暖色系色相については彩度が比較的高い色彩の使用を認めるが、寒色系は無彩色に近い色彩しか認めない傾向が強い。ヒラフ高原景観地区や湘南 C-X 地区のように新たに町並みを形成しようとしている地区にあっては特徴的な基準が見られるが、歴

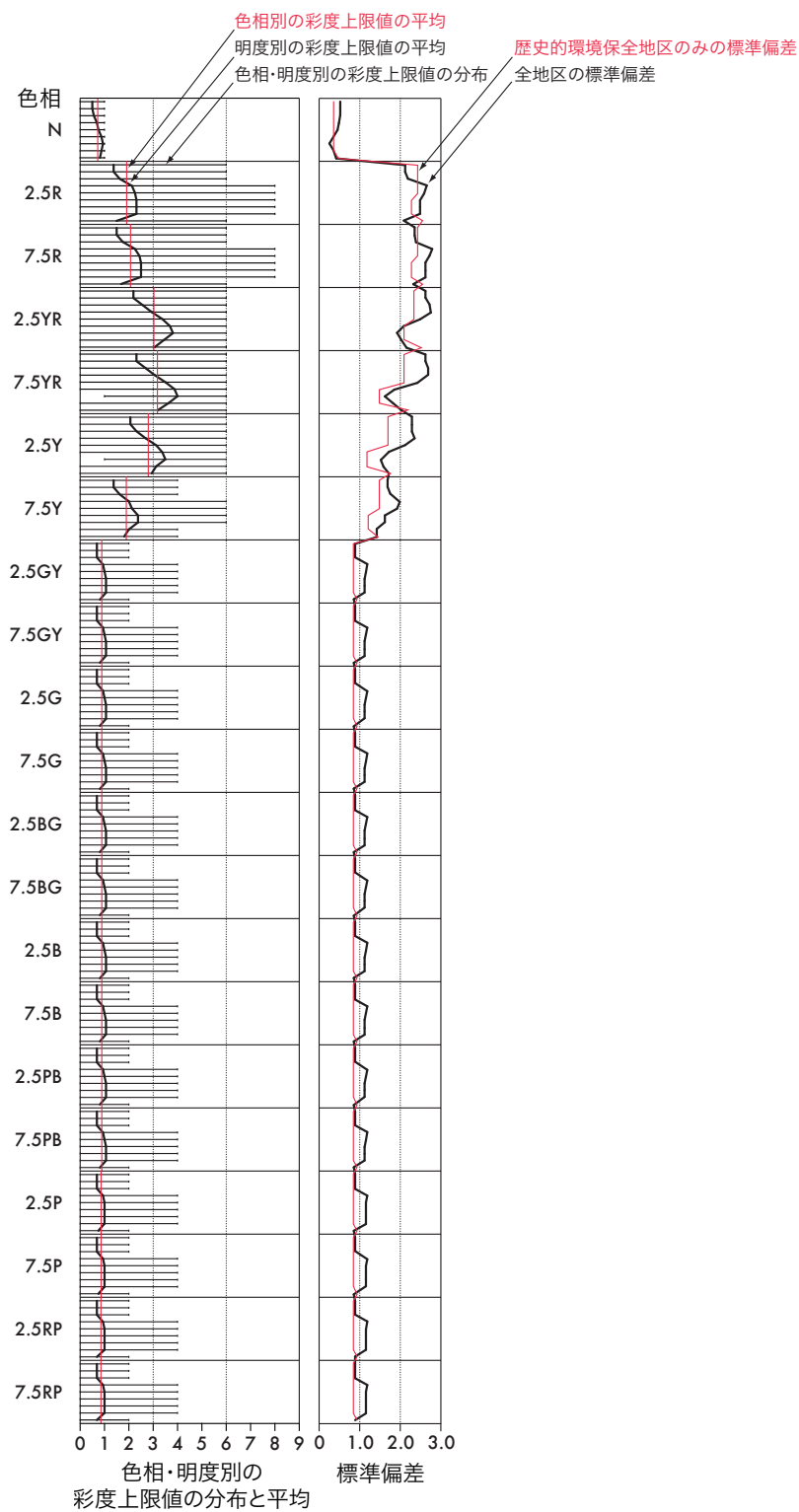


図 3-2 基準が示す外壁色の色相番号別、明度別、彩度上限値

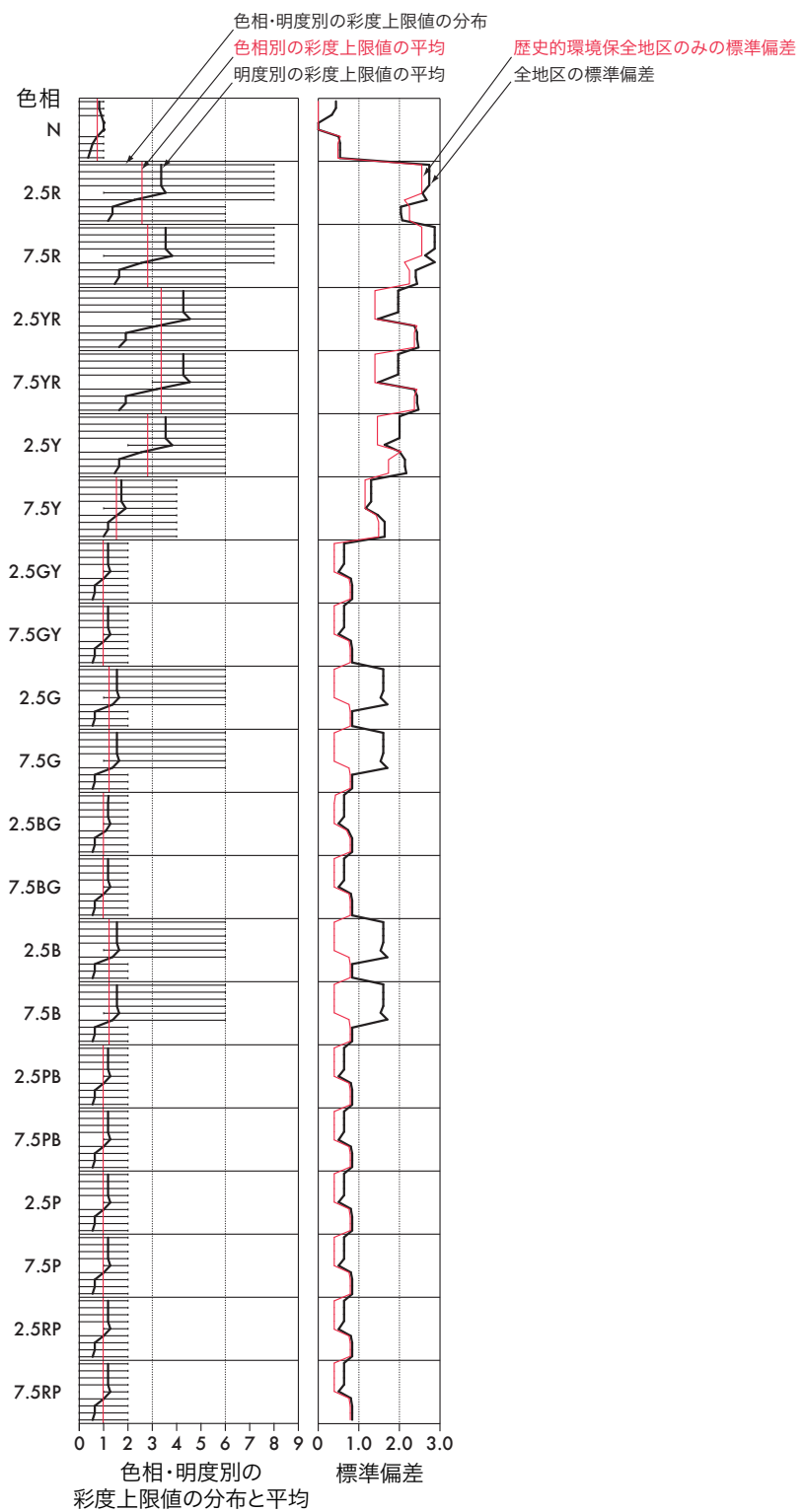


図 3-3 基準が示す屋根色の色相番号別，明度別，彩度上限値

史的環境保全地区では、彩度上限値のバラツキが小さく、他地区の基準との類似性が高いといえる。

3.4.2.3 マンセル表色系による屋根色規制

図 3-3 の右半分が屋根色を規制する彩度上限値の平均値等のグラフである。2.5GY から 7.5RP までの色相では、当該色相内の平均値、明度毎の平均値のいずれのグラフもほとんど同じ形状であるが、G および B の色相では許可最大彩度を 6 とするの地区があり、バラツキが大きくなっている。この地区はヒラフ高原景観地区である。その他の地区は彩度 2 以下のみを許可しており、ヒラフ高原景観地区の基準だけが突出しているといえる。

2.5R から 2.5Y までの色相では、各色相内の平均値が高く、どの地区においても彩度の高い色彩の使用を認めていることがわかる。外壁色とは異なり 7.5Y については若干高い彩度を認めている地区が存在する程度であり、2.5GY から 7.5RP までの色相と類似した許可傾向が認められる。

歴史的環境保全地区のみの標準偏差は、全地区の標準偏差と比較すると、R 色相の一部の明度を除いて小さい。特に 2.5GY から 7.5RP の色相では、明度が同じであれば色相が異なっても標準偏差は同一値になっている。すなわち、全地区を対象とした場合に G や B の色相に見られた彩度上限値の大きなバラツキは、歴史的環境保全地区以外の基準の影響によるものであるといえる。

また、色相によっては低・中明度の高彩度色を許可する傾向が見られるが、色相因子を除外して明度のみで比較すると、その傾向は顕著とはいえない。また、明るさについては、中・高明度色のみを使用を許可している地区（テクノプラザ景観地区）もあれば、反対に低・中明度色のみを許可している地区（江の島地区）もあり、一概に傾向があるとはいえない。ただし明度 5 の色彩の使用を禁止している地区は一地区もない。すなわち、この明度では主として高明度色を許可する地区においても低明度色を許可する地区においても有彩色の使用が認められていることを

意味する。

以上のように、屋根色についても外壁色と同様に、全体の傾向として暖色系色相については彩度が比較的高い色彩の使用を認めるが、寒色系は無彩色に近い色彩しか認めない傾向が強い。新たに町並みを形成しようとしている地区にあっては特徴的な基準が見られ、歴史的環境保全地区では、彩度上限値のバラツキが小さく、他地区の基準との類似性が高いことも外壁色の基準と同様である。

3.4.2.4 規制基準の問題点

本研究の結果、景観地区の現行の色彩規制の基準には類似性がみられることが明らかになった。特に歴史的環境保全地区においては類似傾向が強い。

規制基準が類似する原因として、次の3つの問題点が考えられる。まず第一に、基準策定にあたって踏まえるべき現況の色彩調査結果が明らかにされていないことである。木材や漆喰などの全国共通の伝統的な建築材料を使用しているからといって、色彩も同一であるわけではない。決して、「茶」や「白」といった言葉でくくれるものではない。似てはいるが他地域とは異なる「地域らしさ」があることは、住民も感覚的には承知している。その微細な差を現状の基準が反映しているか否かはわからないのである。

さらに、その基準値の設定根拠が明らかでない。各地区の基準には「周辺景観と調和したまちなみを維持するために、次のように定める」という表現が散見される。周辺景観がどのような色彩の特徴を有しており、その特徴を「伸長」させるべく調和の範囲をどのように判断したかは重要な問題であるが、そのことについて明解に解説している地区は見当たらない。

第二に、景観形成の方向性が示されていないことである。現況を保存することを目的とするのか。より色彩のバラツキのない景観を志向するのか。あるいは現況とは全く異なる色彩の景観を目指すのか。第一の問題と合わせてコミュニティ内での議論が必要である。

第三に、「個性」を数値のみで定めることの問題である。許可する色彩の範囲を狭くすれば、地域の個性が伸長される可能性は高まるが、同時に画一化の懸念も大きくなる。極論すれば、見渡す限り同一の色彩であってもよいことになる。しかし、そうして生みだされる景観は美しいと感じる景観ではない。先人たちが今に伝える景観が財産であるなら、現代に生きる我々が創り出す景観も財産である。何を変え、何を変えないかという問いは、景観デザインの重要な論点であると同時に、今を生きる我々の責任でもある。数値による絶対的な指標とともに、協議による弾力的な運用の余地を残し、責任を持って着地点を見出すことが必要である。

3.5 3章のまとめ

本章では、色彩規制基準の表現方法を独自の手法により統一することで、各基準間の類似性を定量的に比較することが可能になった。基準の定量比較研究は他に例を見ないものである。本章では積極的に景観形成を図っている景観地区を対象として実態調査と分析を行った。

景観計画では例外なく建物の色彩が規制されており、外壁と屋根の色彩を規制対象としていることがわかった。さらに、高彩度色を排除する目的でマンセル表色系を用いて数値で制限する傾向が強いことが明らかになった。

マンセル表色系を用いた規制基準の類似性は、基準で許可されている彩度の上限值を比較することで検討することができる。外壁色については、暖色系は彩度の高い色彩の使用を認める地区が多い。特に 2.5YR から 2.5Y の色相の許可彩度が高く、かつ標準偏差が小さい。すなわち、全国の地区でこれらの色相では高い彩度の色彩使用を許可する傾向が強いことがわかった。寒色系は無彩色に近い色彩しか認めない傾向が強い。特に歴史的環境の保存が謳われている地区においては標準偏差も小さく、基準の類似性が高いことがわかった。

屋根色についても、暖色系色相については比較的彩度の高い色彩の使用を認めるが、寒色系では無彩色に近い色彩しか認めない傾向が強いこ

とがわかった。特に歴史的環境保全地区では標準偏差が1.0以下であり、基準の類似性が極めて高いことが明らかになった。

付記

本章は、筆者の以下の研究論文の内容を敷衍したものである。

「景観地区における色彩規制基準の類似性」日本感性工学会論文誌，
Vol.9 No.2, pp.439-444, 2010

注および参考文献

注

- (注1) 景観行政団体数は2009年4月1日時点、景観計画数および景観地区数は2009年5月1日時点での国土交通省の集計による。
- (注2) 景観法第2条で、良好な景観は「美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なもの」「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるもの」「地域の固有の特性と密接に関連するもの」「観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うもの」と定義している。
- (注3) 景観法第2条第3項。
- (注4) 鎌倉景観地区は、若宮大路周辺商業地、観光型住商複合地、住商複合地、沿道住宅地、旧市街地の住宅地、谷戸の住宅地、海浜住商複合地の7つに細分化されているが、若宮大路周辺商業地以外は別の景観地区である北鎌倉景観地区と同じ規制基準である。
- (注5) 京都市は景観地区を「美観地区」あるいは「美観形成地区」と呼んでいる。
- (注6) 湘南 C-X 地区には表 3-1 に掲げた地区の他に「複合都市機能ゾーン（商業・業務・サービス・文化アミューズメント等）」と「複合機の都市ゾーン（住宅・サービス機能等）」がある。

- (注 7) 沼津アーケード街地区は色彩規制対象を明示していない。
- (注 8) 景観行政団体の規制基準の解説では、「許容する範囲」という表現が使われている場合も多い。しかし、「禁止」の反意語は「許可」であり、「許容」は「基準から外れているが認める」という意味を含むこと、また、景観法では「許容」という言葉は使われていないことなどから、本研究では「許可」という言葉を用いている。
- (注 9) 「OYR」という表現はマンセル表色系では用いられない。正しくは「10R」である。基準では「Rに限りなく近いYR」という意味で用いられており、OYR（すなわち 10R）は含まないということを示している。
- (注 10) 松江市景観計画第 II 章, p.26, 2007。
- (注 11) 精確には P および RP の色相は他の色相とはグラフ形状に若干の違いがある。ほとんどの地区では G や B の色相と同様に、この色相の高明度低彩度色の使用を許容しているが、藤沢市 C-X 地区の広域連携機能＋医療健康増新規のゾーンでは RP が、また同地区の産業関連機能ゾーンでは P と RP が除外されている。

参考文献

- [3-1] 豊野翔, 山本明: 景観計画における色彩の規制と誘導～景観法制定後の各自治体の動向～, 日本建築学会大会学術講演梗概集〔九州〕, pp.539-540, 2007